平成 2 2 <u>年度</u> 実施事業

事務事業名 身体障害者自動車燃料費助成事業

区分	番号	名 称						
章	1	やさしさと共生するまち						
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる						
施策	3	障がい者福祉の確立						
小分類	3	障がい者の社会参加の促進						
主要な施策	1	障がい者団体の自主的活動支援						
事務事業番号	006	事務事業コード 13331006 事業開始年度 昭和 5 6 年度 事業終了年度 平成 - 年度						

会計種別 一般会計 予算書上の事務事業名身体障害者自動車燃料費助成金

部名 グループ名 障害福祉 G 保健福祉部

統合前または名称変更前の事業名

事務事業の目的と成果

(事務事業の実施目的を具体的に記載してください)

目的

身体障害者福祉法に基づく車椅子受給者又は、その者と生計を一にする者で、自動車免税購入 資格者として自動車を購入した者に自立更生と社会参加促進及び経済的負担の軽減を図る。

手

段 事 業 の 内 容

活 動 (目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください)

自家用自動車燃料費の税相当分を1ヶ月につき30リットルまで助成して支援する。

(事務事業の実施成果を具体的に記載してください)

身体障がい者の自立更生と社会参加促進及び経済的負担の軽減を図った。

成果

(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください)

根拠法令等登別市身体障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

指標の推移

	X	分		単位	区分	22年 実	度績	23年 目	F度 標	24年 目	度標	25年 目	度標	26年度 目 標
	8h ct: //+ >	助成件数			目標値		28		30		30		30	30
成果 指標	助水計	žΧ	件	実績値		26							/	
					目標値									
					実績値							/		/

事業費の推移 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 24 ~ 26 $\overline{\mathsf{X}}$ 分 単位 決算 当初予算 見込 見认 見认 年度 千円 国庫支出金 名称 0 千円 道支出金 名称 0 千円 0 事業の 地方債 名称 財源内訳 千円 0 その他 名称 -般財源 名称 千円 491 582 550 550 550 1.650 491 582 550 1,650 550 550 職 千円 80 82 (参考) 嘱託員 千円 0 0 上記事業を実施する上で 0 0 臨時職員 千円 必要となる人件費 計 82 80 合

担当グループによる事務事業評価の内容

担当グループによる事務事業評価の内容									
1.事務事業の妥当性について									
今後も市が事業主体として実施していく	妥当である		妥当である理 由、妥当ではな い理由は何です か?	身体障がい者の自立更生と社会参加促進 必要な事業であり、市が行うことは妥当 ある。					
ことは妥当ですか?	妥当ではない								
2.事務事業の成果について									
成果はあがっていま すか?	成果があがっている どちらかといえば あがっている 成果があがらない		成果があがって	社会参加等に係る移動経費の助成を図ることにより、引きこもり等の障がい者の自立 更生に寄与している。					
3 . 事務事業の成果向上について									
成果を向上させるこ とはできますか?	大きく向上させる ことができる 少し向上させるこ とができる 向上させることは できない			啓発等により、利用者の拡大を図ることに より向上させることができる。					
4.事務事業の経済性・効率性について									
成果を落とさずにコ スト(予算や人工、 所要時間)を削減す	削減できる		でコストを削減 しますか?						
ることはできます か?	削減できない		削減できない理 由はなんです か?						

担当グループによる評価

維持

左記の評価 を選択した 具体的な理 由(根拠) 在宅身体障がい者の生活圏拡大と経済的負担軽減が図られることから、在宅障がい者(児)の自立更生等に必要な事業である。

総合的な評価(当該事務事業の方向性)

維持

備考

評価の種類

拡大(事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業)

維持(現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業)

改善(現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業)

休止(暫定的に休止する事務事業)

終了(当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業)

廃止(当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業)